

2021年8月16日

住信 SBI ネット銀行翌日入金サービス利用規約

本利用規約は、加盟店（第2条で定義します）が信用販売を行う場合の住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）と加盟店との間の契約関係である「住信 SBI ネット銀行カード加盟店規約（加盟店代理会社型・対面店用）」（以下「加盟店規約」といいます）に付随して、加盟店が「翌日入金サービス」（以下「本サービス」といいます）を利用する場合の当社と加盟店との間の契約関係（以下「本利用規約」といいます）について定めるものです。

第1条（本利用規約について）

本サービスを利用する場合には、加盟店規約に優先して本利用規約が適用されるものとします。ただし、本利用規約において特段の定めのない事項については、加盟店規約に定めるとおりとします。

第2条（定義）

1. 本利用規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。なお、本利用規約において用いる用語は、本利用規約において特段の定めのない限り、加盟店規約に定める定義によるものとします。
 - (1) 「加盟店」とは、加盟店規約を承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を認められた法人、個人または団体（代表者個人を含み、但し、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除きます）をいいます。
 - (2) 「加盟店代理会社」とは、加盟店が加盟店規約、本利用規約その他これらに付随する合意又は取引を行うために、代理人として選任した者をいいます。
 - (3) 「申込者」とは、加盟店のうち、本サービスの利用を希望し、加盟店代理会社を代理人として当社に対して当社所定の申込書による申込を行い、当社から本サービスの利用に係る承諾を得る前の者をいいます。
 - (4) 「契約者」とは、申込者のうち、前号の承諾を得た者をいいます。
 - (5) 「決済手数料」とは、加盟店代理会社が加盟店に対して提示する信用販売の金額に対して発生する料金をいいます。
 - (6) 「振込指定金融機関口座」とは、本サービスにおける当社からの入金口座をいいます。
 - (7) 「振込代金」とは、契約者から譲渡を受けた売上債権の譲渡代金から決済手数料を控除した額をいいます。

第3条（利用申込）

1. 申込者は、本契約の申込をするにあたって、当社が指定する加盟店代理会社に対し代理権を授与し、当該加盟店代理会社から、本サービスの申込がなされ、それを当社が承諾した場合に、当社が契約者となった当該申込者に対して、本サービスを提供します。
2. 本サービスの契約者は、次の各号の要件すべてに該当する加盟店とします。ただし、次の各号の要件すべてに該当する場合であっても、虚偽の事項を届出したことが判明した場合または当社が不相当と判断した場合には、利用申込を承諾しない場合があります。
 - ① 当社と加盟店規約にかかる契約を締結している加盟店であること
 - ② 本利用規約、第三者提供に関する同意書その他当社所定の規程等の適用に同意していること
 - ③ 振込指定金融機関口座として当社が認める当社の代表口座円普通預金を指定すること（本サービス申込と同時に口座開設の申込をされた場合には、口座開設され、振込指定金融機関口座に指定後、本サービス利用開始となります）
 - ④ 加盟店が、自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して翌日入金サービスの管理システムをインターネットに接続すること（加盟店代理会社が自己の責任と費用をもって、翌日入金サービスの管理システムをインターネットに接続する場合を含む。）。
 - ⑤ 当該加盟店について加盟店規約に係る違反がないこと。
3. 当社が申込者の申込を承諾した場合には、加盟店代理会社より連携される当該申込者についての契約者情報記載のサービス開始日を基準日として、翌日から振込代金が支払われるものとします。

第4条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店規約第14条第1項の定めにかかわらず、会員との間に正当に成立したカードによる信用販売取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、かつ、目的の商品を会員に交付したものについて、契約者は当日の売上債権を翌日に当社に譲渡するものとし、当社はその譲渡代金として、当社はこれを額面金額で譲り受けるものとします。
2. 加盟店規約第14条第2項の定めにかかわらず、契約者は、当社に対し、信用販売に係る売上債権を集計して、当該信用販売について加盟店規約第9条第2項に従って作成された売上票を、信用販売の翌日（以下「締め日」といいます）に当社所定の方法により提出するものとします。なお、当該締め日が乙の休業日にあたる場合は、その前営業日をもって締め日とします。また、契約者および当社は、別に合意した場合には、上記の売上票の提出に代えて、売上票の記載事項に関するコンピュータデータを当社のコンピュータに送信することができるものとします。但し、売上データギャザリング対応型またはデータキャプチャー対応型のCAT等を使用して信用販売を行った場合には、

その取扱契約に基づき債権譲渡および売上票の提出を行うものとします。

第5条（商品の所有権の移転）

加盟店規約第15条第1項の定めにかかわらず、契約者が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が次条の規定に基づき振込代金を契約者に支払ったときに当社に移転するものとします。

第6条（支払方法）

1. 加盟店規約第16条第1項の定めにかかわらず、売上債権の締切日および振込代金の支払日を下記表のとおりとし当社は、振込代金を契約者の振込指定金融機関口座に振り込むものとします。なお、振込名義人の名称は加盟店代理会社が指定する名義となります。

信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日
1回払い販売 2回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通年	当日	翌日

2. 加盟店規約第16条第4項の定めにかかわらず、契約者から提出された売上票の正当性に疑義があると当社が合理的理由をもって判断した場合、加盟店代理会社および契約者は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社はその疑義が解消されるまでは契約者に対する振込代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
3. 加盟店規約第16条第4項は適用されないものとします。

第7条（会員との紛議とカード利用代金等）

加盟店規約第18条第4項の定めにかかわらず、(i)第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、(ii)会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または(iii)会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は、(i)の場合は当該紛議が解決するまで、(ii)の場合は当該可能性がなくなったと当社が認めるまで、あるいは、(iii)の場合は当該会員による支払いが行われるまで、契約者に対する振込代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。

第8条（売上債権の取消）

1. 加盟店規約第11条第8項の定めにかかわらず、信用販売が無効、取消または解約等

となり、債権譲渡を取り消した売上債権にかかる当社が契約者に支払った振込代金がある場合には、契約者は、直ちにこれを返還するものとします。この場合、契約者は、当該売上債権および他の売上債権の譲渡により本利用規約第6条第1項に基づき当社から契約者に支払われる振込代金から当該取消しに係る返還金額を差引充当すること、ならびに当該返還金額に不足が生じる場合は次回以降の振込代金を順次返還金額に充当することを承諾するものとします。この充当は、対象となる次回以降の振込代金に該当する契約者による信用販売の売上債権が含まれるか否かおよびその金額の如何にかかわらず、当社の契約者に対する支払金額全額を対象として行うことができるものとします。

2. 毎月16日時点で当月1日から当月15日分の返還金額残高が次回以降の振込代金から差引充当できずに返還金額残高が残っていた場合、および毎月1日時点で前月16日から前月末日分の返還金額残高が次回以降の振込代金から差引充当できずに返還金額残高が残っていた場合には、当該返還金額残高の金額について、契約者は加盟店代理会社を通じて当社に対し支払うものとします。

第9条（買戻しの特約）

加盟店規約第20条第3項及び第4項の定めにかかわらず、加盟店規約第20条第1項および第2項の場合には、契約者は、当該売上債権の譲渡により第6条第1項に基づき当社から契約者に支払われた振込代金について加盟店代理会社を通じて当社に対し返金するものとします。

第10条（届出事項の変更）

1. 契約者は、翌日入金サービスにかかる契約者情報に変更があったときには、直ちに加盟店代理会社所定の書式で加盟店代理会社を通じて、当社に届け出るものとします。
2. 届出の受理日は加盟店代理会社所定の方法により行い、受理日は加盟店代理会社から当社へ情報の連携がなされ、届出内容の変更がなされた日とします。
3. 第1項の届出がなされず、当社が契約者に対し振込代金の振込ができなかったときは、届出受理後に振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、第1項の届出がなされない場合に前項の届出の受理日以前に契約者に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第11条（免責）

1. 当社は、障害等の理由により、契約者に対し翌日入金サービスを提供できない場合には、加盟店代理会社にその旨を通知するものとします。
2. 前項の場合、障害等が解消されたのち、当社は、契約者に対し、振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、当社は、未払いとなっている期間に

つき、利息・遅延損害金等の一切の費用については免責されるものとし、振込代金の未払分のみを支払うものとします。

3. 加盟店代理会社の責により翌日入金サービスの提供ができなくなった場合には、加盟店代理会社が契約者に対し、原契約に基づき、信用販売の売上債権の譲渡代金を支払います。この場合に、支払遅延その他契約者に対する損害が生じても、当社はその損害の一切を負いません。
4. 当社は、加盟店代理会社から提供される契約者にかかる情報に誤りがあった場合または契約者または加盟店代理会社が第 10 条に基づく契約者情報の変更の届出を怠った場合でも、何ら責任を負わないものとします。当該情報に誤りがあったことまたは契約者情報の変更が届け出されなかったことにより、契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、当該情報について第 10 条に基づく変更の届出がなされるまで、本利用規約に係る一切の債務を負わないものとします。

第 12 条（サービスの改定・中止・終了）

当社は、当社が翌日入金サービスの改定、中止または終了する場合は、事前に加盟店代理会社に通知のうえ、翌日入金サービスを改定、中止または終了します。

第 13 条（サービスの休止）

1. 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、当社所定の方法により事前に契約者に告知のうえ、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
2. ただし、前項の規定にもかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は事前に契約者に告知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
3. 当社は、システムのメンテナンス、障害等の理由により本サービス以外の業務を中止する場合、本サービスの提供も中止できるものとします。
4. 前項の場合、障害等が解消されたのち、当社は、契約者に対し、振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、当該未払いとなっている期間につき、利息・遅延損害金等については生じないものとします。

第 14 条（サービスの中止・本契約の解約）

1. 契約者が本利用規約または加盟店規約に違反した場合その他当社が本サービス中止を必要と判断する相当な事由が生じた場合、催告を要することなく本サービスを含むすべてのサービスを中止できるものとします。
2. 当社は、契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合、催告を要することなく、本契約を直ちに解約することができるものとします。この場合、当社は、契約者に対し、一切の責任を負いません。

- (1) 本利用規約および加盟店規約を含む加盟店規約に付随して締結した一切の契約に違反したとき
 - (2) 契約者と当社との間の加盟店規約にかかる契約が終了したとき
 - (3) 契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 契約者が振り出した手形または小切手が手形交換所において不渡り処分を受けたとき
 - (5) 契約者について、加盟店規約第3条第2項各号のいずれか1つにでも該当すると当社が判断したとき（加盟店規約第3条第2項各号については、「申込者」を「契約者」と読み替えて適用します。）
 - (6) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に使用され、またはそのおそれがあるとき
 - (7) 当社への本利用規約に基づく届出事項において、虚偽の事項の届出をしたことが判明したとき
 - (8) 契約者が住所変更の届出を怠るなどにより、当社において契約者の所在が不明になったとき
 - (9) 契約者が監督官庁から営業にかかる免許、許可、認可等の取消、停止等の処分または命令を受けたとき
 - (10) 預金その他の契約者の財産について、差押え、仮差押えもしくは仮処分があったときまたは強制執行もしくは競売の申立てがあったとき
 - (11) 契約者について、信用状況に大幅な悪化がある、またはそのおそれがあるとき
 - (12) 振込指定金融機関口座が解約されたとき
3. 契約者が本サービスを解約する場合は、加盟店代理会社所定の解約申込書を加盟店代理会社に提出するものとします。加盟店代理会社から連携される解約に関する情報に記載の解約日時点で本サービスが終了するものとします。

第15条（損害賠償）

契約者は、本利用規約または加盟店契約に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、契約者は、乙に対しその損害のすべて（弁護士費用を含む。）を賠償しなければならないものとします。

第16条（譲渡・質入れ等の禁止）

契約者は、本利用規約に基づく契約上の地位、権利・義務等を、第三者に譲渡・質入れ等することはできないものとします。

第17条（定めのない事項）

本利用規約に定めのない事項は、当社銀行取引規定、円普通預金規定のほか当社の他の規

定、規則など当社の定めるところによるものとします。当社の規定、規則などは、当社所定の方法により告知します。

第 18 条（本利用規約の変更）

1. 本利用規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 19 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本利用規約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

第三者提供にかかる同意書

住信 SBI ネット銀行株式会社 御中

当社は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「住信 SBI ネット銀行」といいます。）が、以下のとおり当社情報を提供することについて同意いたします。

1. 第2項に定める目的のため住信 SBI ネット銀行が第3項の情報を提供する第三者

加盟店代理会社

2. 目的

- ①翌日入金サービスを提供するため
- ②各種取引の解約や取引解約後の事後処理のため
- ③その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ④新規サービスを検討するため

3. 提供される情報

- ①振込指定金融機関口座として当社が指定した口座情報（開設有無、審査の結果、口座情報）
- ②当社情報
- ③当社の代表者等（担当者を含みます）の氏名及び連絡先等の情報
- ④翌日入金サービスの申込承諾可否
- ⑤当社指定の住信 SBI ネット銀行の口座入出金情報等

以上